



アパート・マンションなどの集合住宅における 上下水道料金の計算（アパート計算）について

株式会社学生ハウジング
石本 浩治

（京都市上下水道局ホームページより引用）

アパート計算とは？

京都市上下水道局では、一戸建て住宅の場合、水道をお使いになる住宅各戸に上下水道局の水道メーターを設置し、ご使用水量を計量して水道料金及び下水道使用料を算定しています。また、アパートやマンションなどの集合住宅の多くは、所有者又は管理会社との建物全体の一括契約のため、1個の水道メーターを設置し、ご使用水量に基づいて水道料金及び下水道使用料を算定のうえ、集合住宅の所有者又は管理会社に請求させていただいております。この場合、各戸の水道料金及び下水道使用料は、所有者又は管理会社が任意の方法により算定され、各戸に請求されます。

しかし…

アパートやマンションなどの集合住宅は、水道メーターの口径が25mm以上のものが多く、また、ご使用水量が増えると段階的に1m³当たりの料金が上がる料金体系となっているため、上下水道局が集合住宅の所有者又は管理会社に請求させていただく水道料金及び下水道使用料は、各戸に上下水道局の20mm以下の水道メーターが設置されているお客さまの合計と比べ、割高となる場合があります。

そこで…

京都市水道事業条例第15条の2では、上下水道局との給水契約者（集合住宅の所有者又は管理会社等）からの申請に基づき、集合住宅内の各戸に20mm以下の水道メーターが設置されているものと同様に取扱い、基本水量以上のご使用水量は、入居者が均等にお使いになったものとして料金計算を行うことを定めています。この定めに基づく計算方法が「共同住宅における計算（以下、アパート計算という）」です。

なお、「水道料金計算」「アパート計算適用の条件」「申請方法」等につきましては、京都市上下水道局の担当営業所へ直接お問い合わせください。